

Voters

No. **3**

2011年9月12日発行

特集

「常時啓発事業のあり方等研究会」 中間取りまとめ 3

- ・「中間とりまとめ」に関する意見（藤盛 節子） 12
- ・「中間取りまとめ」読後の概観（岡本 祐次） 13
- ・「中間取りまとめ」を読んで（島袋 純） 14

巻頭言 人生のコース(堀田 力) 2

コーナー 情報フラッシュ 15

コーナー 名言の舞台 19

連載 韓国のシティズンシップ教育(2) 20

連載 ファシリテーションのすすめ(2) 22

連載 市民団体の活動 Rights 24

コーナー 海外の選挙事情
イタリアの国民投票 26



財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。





弁護士・さわやか福祉財団理事長 堀田 力

流されて生きる人

世の中の流れに身をまかせ、流されるままに生きる人がいる。

そういう人は、したいことがない。

親のいうままに学校へ行き、先生のいうままに進学し、何をやっているかなど関係なく、採用してくれそうな会社を受け、就職する。

別に仕事が面白いわけではなく、そこそこの仕事しかしないから幹部には登用されず、何とか定年まで勤め終えれば、再就職する意欲もなく、濡れ落葉、粗大ゴミコースをたどって、人生の幕を閉じる。お葬式の参列者は数えるほどで、家族も涙を流すほど惜しんでくれない。

そういう人は、ボランティア活動はしていない。地域活動も、お義理でただけで、仲間は出来ない。

新聞は読んでおらず、テレビのニュースも、ニュースが映っていればぼんやり見ているだけで、その出来事の意味など考えたこともない。

投票には行ったことがない。行く意味がわからないし、投票したい人もいない。世の中、自分にはどう出来るものでもないから、そのために頭を使ったり、エネルギーを使ったり、足を使ったりするのは、疲れるだけ損だと思っている。だから、世の中どうなろうと、流されるままに生きるしかない、そこは腹を決めている。

そういう人は少なくない。

流れに棹さして生きる人

一方、世の中、少しでも自分のしたいことをして、いきがいのある人生を送ろうと、流れに棹さす人もいる。流れに逆らうこともあるが、多くの場合は、流れを味方に付けて、より自分らしい道を行こうと棹をあやつる。

そういう人は、子どもの頃から、したいことが多く、自己主張が強い。

やりたいことがあって自分で学部を選んで学

び、自分の能力を生かすために就職している。

自分のしている仕事が世の中に役立っていることにやりがいを感じ、よりよく仕事をしようとするから、自然に能力が伸び、認めてくれる人も増える。

自分の仕事の意味を社会の流れ、進展との関係で考えているから、世の中の流れはいつも掴むように心掛けている。

だから新聞を読み、テレビのニュースには解説を含めて耳を傾ける。

そして、世の中、少しでもよくなってほしいと願っているから、ボランティア活動にも、「これは、私たちがやる意味がある」と思った時には、休暇を取ってでも参加する。

もちろん、投票には行く。行かなかったのは、決まりきった顔ぶれでどうしようもなかった地方議会の選挙だが、このところ地方議会にも志のある候補者が始めているから、行かなかった選挙は、数えるほどしかない。

そういう人は、退職後も、いい人生を送る。したいことがいっぱいあるから、忙しい。そして、忙しくしている分、家族との仲もよい。

さて、どちらを選ぶ？

どちらの人生コースを歩むか、それを決めるのは、本人である。いきがいがほしくなければ、流されて生きるコースを選ぶ自由が保障されている。それが民主主義である。

しかし、その生き方は、投票で成り立つ民主主義の利益を、ただ取りするものではないだろうか。

ほったつとむ

京都大学法学部卒。元法務大臣官房長。行政苦情救済推進会議座長などの公職も歴任

「常時啓発事業のあり方等研究会」 中間取りまとめ

現在、総務省選挙部に、学識者、教育関係者、選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会関係者、NPO団体等関係者で構成される「常時啓発事業のあり方等研究会」が設置されています。本年12月を目途に、時代に即した常時啓発のあり方について検討を重ねており、その中間取りまとめが7月8日に公表されました。これからの常時啓発は、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する自立した主権者をつくることを目指して、新たなステージ「主権者教育」へと向かわなければならないとし、そのキーワードとして「社会参加」と「政治的リテラシー」が提示されました。

常時啓発のあり方について、明るい選挙推進運動参加者のみならず広く議論がなされることを願い、全文を掲載するとともに、関係者にコメントを執筆していただきました。

自立した主権者を目指して

～社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者に～

はじめに（基本的認識）

○ かつて経済がほぼ順調に伸張する時代にあっては、学校教育を終えると安定した職場が得られるという暗黙の前提があり、政治や社会に無関心でも、終身雇用と年功序列というシステムが安定した生活を保障していた。そのようなシステムが続き、生活が豊かになるに従い、人々の価値観は多様化し、政治に対する関心は相対的に低下した。

○ しかし、このようなシステムは既に過去のものとなりつつある。現在、我が国は、グローバリズムが進展する中で、人口減少時代に突入し、経済の低迷、深刻な財政問題、社会保障制度改革、少子化対策、地球温暖化問題、市場の開放など多くの政策課題に直面している。加えて、3月に発生した東日本大震災は、広域にわたって未曾有の人的・物的被害をもたらすとともに、資源エネルギー政策や国土政策だけでなく、国民の生活スタイルまでその見直しを迫っている。

高齢者のみならず若い世代を含めて、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になってきている。政治を決めるのは最終的には有権者の資質である。数多くの課題に対処し、適切な選択を行うためには、国や社会の問題を自分の

問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく新しい主権者像が求められている。

○ 新しい主権者像のキーワードの一つは、「社会参加」であろう。知識を習得するだけでなく、実際に社会の諸活動に参加し、体験することで、社会の一員としての自覚は増大する。結果として、主権者としての資質・能力を高めることとなる。社会的参加意欲が低い中では政治意識の高揚は望めない。

近年の若い世代は、リアルな人間関係の減少、地域のコミュニティ機能の低下、知識の習得を重視した学校教育等のために、以前に比べると社会化（名実ともに社会の構成員に成ること）が遅れている。さらに、家庭内の教育力も低下し、政治への関心など意識の面でも世帯間の格差が固定化する傾向がある。しかし、彼等を取り巻く環境は急速に変化し、非正規職員の増加、世帯間の経済格差の固定化、非婚化・晩婚化など厳しい問題に直面している。早いうちからボランティアやインターンシップなどを通じて社会に参加し、その中から自分の働き方や生き方を考えることが必要である。

また、昨年「無縁社会」という言葉が生まれたように、若者以外にも、人との絆をなくし、孤立

している人は少なくない。団塊世代の大量退職を迎え、無縁社会化が更に進行することも懸念される。

若い世代から高齢者まで、国民の一人ひとりが社会との繋がりを持ち、主体的により良い社会づくりに参加していけるような環境を、社会全体で作っていくことが必要である。さらに、有権者だけでなく、我が国の将来を担う子どもたちも、社会参加学習・体験学習を行い、早い段階から社会の一員であるという自覚を持ってもらうことが重要である。

今回の東日本大震災においては多くの若い人たちがボランティアとして被災地の支援に積極的に参加しており、また、全国各地で多くの人たちが被災者の支援に動いている。日本人に「利他」の心が戻ったとも言われる。これを好機とし、社会や政治に対する意識の高揚につなげていくことが重要である。

- 新しい主権者像の二つ目のキーワードは、「政治的リテラシー(政治的判断能力)」であろう。政治的・社会的に対立している問題について判断をし、意思決定をしていく資質は社会参加だけでは十分に育たない。情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要である。

しかし、わが国の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えるものの、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、政治的判断能力を訓練することを避けてきた。

また、高齢者は、確かに投票義務感が高いが、政治的リテラシーについても果たして十分に備わっていると言えるであろうか。平成6年に選挙制度が改正され、候補者個人よりも政党を重視して投票する人が増えてきたが、最近の選挙を見ると、刹那的な話題や一点集中的な報道に左右される例が少なくない。政策の選択はもちろん、人の選択に関しても、候補者の人物や見識を吟味し適切な選択を行う必要がある。多くの政策課題に世代間の対立を超えて適切な選択を行っていくためには、若い世代だけでなく高齢者も、政治的リテラシーを高めることが必要である。

- もちろん、新しい主権者像は、政治・選挙に関する知識や社会的・道義的責任を備えていることが前提である。これまでの常時啓発は、この点に力を入れてきたが、社会参加の促進や政治的判断能力の育成については十分ではなかった。新しい常時啓発は、以上に述べた新しい主権者像を求めるものでなければならない。

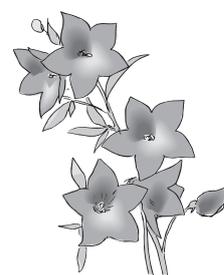
- 改正教育基本法(平成18年)は、教育の目標の一つとして「公共の精神に基づき、主体的な社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げた。

また、政府は、「新しい公共」の推進に取り組んでいるところである。「新しい公共」とは、市民、企業、政府等がそれぞれの役割をもって当事者として参加、協働し、支え合いと活気のある社会をつくることである。そのためには、何よりもそれを担い得る市民を育てることが重要である。

- これからの常時啓発は、まさにそうした市民を育てること、言葉を変えて言えばシティズンシップ教育の一翼を担うものでなければならない。シティズンシップ教育の中心をなすのは、市民と政治との関わりであり、本研究会は、それを「主権者教育」と呼ぶことにする。

常時啓発は、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じて、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する自立した主権者をつくることを目指して、新たなステージ「主権者教育」へ向かわなければならない。時間をかけた日常的な常時啓発活動は、その重要度を増している。

- 本研究会は、以上のような基本認識に立ち、常時啓発のあり方についての検討を行ってきた。この報告書はその中間的なとりまとめを行ったものである。



第1 これまでの常時啓発と今後の基本方向

- 選挙は、民主政治の基盤をなすものであり、選挙が公正に行われなければその健全な発達を期することはできない。
このことは、国民一人ひとりが、政治や選挙に十分な関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策を判断できる目を持ち、自分の一票を進んで投票することをもってはじめて達成できるものである。
- そのためには、選挙時だけでなく平日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要であり、公職選挙法第6条は、総務大臣及び選挙管理委員会は「選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならない」と規定し、「常時啓発」を国及び選挙管理委員会の責務としているところである。
- もとより、このような常時啓発は、選挙管理機関のみによってその任務を果たすことは困難で、民間団体を含めた多くの団体の協力を要するものである。そのための官民一体となった運動が「明るい選挙推進運動」であり、同運動は、昭和27年、当時の選挙違反の蔓延を背景とした「公明選挙運動」に端を発し、その後官民一体となった国民運動に拡大され、名称の変遷を経て、現在に至っている。
- 民間において明るい選挙推進運動の中核を担ってきたのが各地の「明るい選挙推進協議会」で、選挙が腐敗や不正なくきれに行われること（選挙の浄化）、有権者がこぞって投票に参加すること（投票参加の促進）、有権者が日頃から政治・選挙に関心を持ち、政党や候補者を見る眼を養うこと（政治意識の向上）の3つを大きな目標として、活動を続けてきた。
- 運動の発端となった「選挙の浄化」については、選挙制度の大改正や連座制の強化等もあったことから単純に比較はできないものの、選挙違反件数は大幅に減少しており、一定の成果が得られている。
- 現在、運動の中心になっているのは「投票参加の促進」であるが、国政選挙、地方選挙とも投票率は全般的に低下傾向を続けてきた。衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙の投票率は最近若干の持ち直しが見られるものの、それでも6割台後半、5割台後半に止まっている。統一地方選挙は長期低落傾向が続いており、本年4月の選挙はその記録を更新した。いずれの選挙も若年層の投票率は他の年代に比べて低く、以前と比べるとその差が大きい。地方選挙や国政の補欠選挙の中には、中高年を含めて投票率が極めて低い選挙が少なくない。
- 投票率は、選挙の争点や候補者の顔ぶれなど様々な要素がからんでくるので、投票率の低迷をもって啓発の成果がなかったと断ずることはできない。むしろ、投票率低下の下支えをしていると見ることもできるが、その一方で、これまでの常時啓発の手法や内容が不十分であった面は否めない。
- 投票することは、考える機会、公的なものへの関心を持つ機会が生ずることであり、一度投票した者は次回以降の投票への抵抗感も少なくなることから、投票参加を働きかけることは今後とも必要であるが、投票率の向上とともに重要なことは、投票の質の向上であり、これからの常時啓発は、政治意識の向上に重点を置き、諸課題に対処し適切な選択が行える高い資質を持った有権者を育てていくことが重要である。
- 「政治意識向上」に関し、これまで柱として取り組まれてきたのは、少人数の話し合い方式による政治学習（いわゆる話し合い活動）であったが、その後の地域社会の変貌により、その開催は次第に減少し、今日では、常時啓発といっても、イベント会場での呼びかけなど臨時啓発的な手法のものや寄附禁止に関する「3ない運動」を内容とする取組みが多くなっている実態にある。

- 冒頭の基本認識に述べたように、いろいろな政策課題を抱えた今日、常時啓発はその重要度を増しており、特にこれからの常時啓発は「主権者教育」を目指さなければならない。そのキーワードは「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断能力）」である。諸課題に対処し適切な選択が行える高い資質を持った有権者を育てるためには、社会参加を通じて社会の一員としての自覚を促すとともに、政治的、社会的問題についての的確に判断し、意思決定できる政治的判断能力を高めることが重要である。

主権者教育は、いわば、シティズンシップ教育（社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させる教育）の一翼を担うものである。

- このことは有権者に限らない。我が国の将来を担う子どもたちにも、早い段階から、自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることが重要である。しかしながら、現在の学校教育においては、教育基本法第14条第1項が政治教育の重要性を謳っているにも関わらず、同条第2項が政治的中立を要請していること等から、政治・選挙に関する教育は十分に行われていない。
- 将来の有権者である子どもたちに対する啓発を進めるには、学校教育との連携が不可欠であり、学校をはじめとした教育機関の理解と協力を得て、授業への参画を積み重ね、教育基本法第14条第1項の実質化を目指すべきである。
- 18歳選挙権が現実のものになろうとしていることや地方公共団体において未成年者の住民投票条例を制定しているところもあることを踏まえ、未成年者に対し、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進めることは早急に取り組むべき課題であろう。
- 政治的リテラシー（政治的判断能力）を高めるためには、手法としても、知識伝授型にとどまる

のではなく、判断力、行動力を養成する参加・体験型の啓発を重視し、ディベートやサービラーニングの手法を取り入れたり、NIE（教育に新聞を）を活用するなど、効果的な研修・学習を進めることが必要である。

- こうした基本方向を踏まえ、第2章以下では、「明るい選挙推進運動のこれから」、「若い有権者の政治意識の向上」及び「将来の有権者の意識の醸成」の3つの項目に分け、その現状と課題を明らかにし、課題に対応するためのこれからの方向や具体的な方策について検討、整理を行った。

第2 明るい選挙推進運動のこれから

〈現状と課題〉

- 民間において明るい選挙推進運動の中核を担ってきたのが各地の「明るい選挙推進協議会」で、「選挙の浄化」、「投票参加の促進」及び「政治意識の向上」の3つを大きな目標として、話し合い活動、研修会・講演会等の開催、会報等の発行、各種イベントを活用した啓発、出前講座の実施、選挙の管理執行事務への協力等々様々な取組みがなされてきたところである。
- 明るい選挙推進運動は、その初期においては、国民の認知度も高く、戦後民主主義の発展に大きく寄与してきた。しかし、運動開始後60年を経て、そのあり方が基本的に問われている。
- 地域の明るい選挙推進協議会は、市町村合併等による組織の消滅、参加者の減少ないし高齢化及び固定化、活動の停滞ないしマンネリ化、行政による支援の低下等の課題を抱えている。
- 研修会、学習会等の活動に熱心に取り組んでいる協議会も少なくないが、常時啓発は地味で目立たず、一方、臨時啓発は分かりやすいために、中には、臨時啓発に傾斜し、常時啓発として取り組むべき活動の内容が定かでない協議会もあるのではないか。
- 明るい選挙推進運動は、選挙の公正中立を標榜

するあまり、政治との距離を取り過ぎたため、活動にインパクトがなく、社会の関心と呼ばなくなった面があるのではないかと懸念する。

〈これからのあり方〉

- 地域の明るい選挙推進協議会は、全国的にネットワークが構築されている「全国性」と若者から高齢者までを対象とした「包括性」を有し、10万人近いメンバーを抱えた全国唯一の組織である。

これまでの調査によれば、明るい選挙推進協議会の推進員の方が一般有権者より政治意識が高く、加えて活動を通じての向上が見られる。また、選挙の際には、メンバーが投票所の設営や管理運営に協力し、有権者への啓発だけでなく選挙の公正な執行にも貢献してきた。

健全な民主主義の発展のためには、これまでの機能を維持・発展させるとともに、NPO団体等と機能的な連携を図っていくことが重要であり、明るい選挙推進協議会が全国性と包括性というその特性を生かし、その中核的な役割を担っていくことが必要である。

- そのためには、明るい選挙推進協議会が、時代に即した新しい役割を積極的に担っていくことが必要である。その柱の一つが「社会参加」であり、公正な選挙事務への参画を拡大するとともに、特に、高齢者、障害者等のいわゆる投票弱者の投票環境の向上など、いわば投票インフラの整備とも言えるものに寄与することが必要である。その具体的な取組みの一つとして、現在、指定病院等における不在者投票に関してより公正を確保するため、第三者の立会人が求められている状況にかんがみ、協議会のメンバーが積極的にその役割を引き受けることを通じて貢献度を高めることが考えられる。
- また、出前授業、作品募集など、今後の常時啓発の主要なテーマである学校教育との連携事業に協議会のメンバーが主体的に協力していく必要があると考えられる。
- 常時啓発の柱のもう一つが、「政治的リテラシー

(政治的判断能力)の養成」である。投票義務感の高い高齢者についても、さらに政治的判断能力を高めて行くことが重要であり、常に学び続けることが必要である。

明るい選挙推進協議会の推進員からも、「推進員自身が学ぶ場が必要である」という意見が多い。研修会、学習会の開催は常時啓発の支柱であり、これを充実する必要がある。

- その場合、政治的判断能力を高めるためには、政治や選挙に関する知識の伝授だけでなく、サービスマニエール等の参加型学習やNIE(教育に新聞を)等の手法を取り入れたり、生の政治も素材とする、といった工夫が必要である。
- 生の政治への接触を高める観点から、公正中立を確保しつつ、公開討論会への開催ないし協力、各政党から政策を聞く学習会の開催など、政治家と住民をつなぐ舞台づくりを進める必要がある。
- 新しい公共の考え方に対応していくためにも、政治や選挙の分野で活動しているNPO団体や若者グループと連携し啓発活動の輪を拡げるとともに、子ども・家庭などの分野のNPOやPTA、青少年育成団体等地域の諸団体と連携し、つながりを横へ広げていく必要がある。
- 地域の明るい選挙推進協議会の委員については、町内会など各種団体からの推薦により就任するケースが多く見られることから、地域の実情に応じて、これまで委員を推薦してきた団体以外の団体への呼びかけ、公募制の導入、若者への加入の働きかけ等を行うことが必要である。
その場合、若者の加入については、若者が発言しやすいような組織にすることが必須である。日本はシニアデモクラシーが強く、若者が年長者に対して物を言いにくいので、若い世代だけの別組織を作るといった配慮も必要である。
- 活動を進めるにあたっては、活動の達成感と意欲を得るために、最終目標を明確化した上で中間指標を設けることが有効である。

国として取り組むべき具体的な方策

- ・選挙事務への協力（参加・体験による啓発）の拡大
指定病院等における不在者投票立会人の登録の促進
実務研修の実施、実務研修用教材（映像資料、マニュアル）の作成・提供
- ・地域の協議会の学習活動の活性化
参加型学習を進めるための新しい教材の開発・作成、学習リーダー養成のための研修会等の開催
- ・公開討論会、政策討論会等の推進
コーディネーターの養成、事例集の作成、シンポジウム等の開催
- ・NPO等との連携の強化
NPO団体の活動紹介、モデル連携事業の実施、映像資料等の作成、共同シンポジウム等の開催
- ・常時啓発の活動実績の報告、評価、今後の展開等に向けたシンポジウム等の開催
意見交換、情報交換、優良活動の表彰等

第3 若い有権者の政治意識の向上

〈現状と課題〉

- 若い有権者の投票率は、他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきている。例えば、総選挙における20歳代の投票率は全体の投票率に比べ10ポイントほど低かったが、その差は徐々に拡大し、現在は20ポイントほどの差になっている。現在でも投票率の加齢効果はあるが、発射台が以前よりかなり低くなっている。
- 若い有権者の投票率が低いのは、他の世代に比べて、政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いからであると考えられるが、その一因として、有権者になる前の学校教育においては、政治や選挙の仕組みは教えても、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心を持たせたり、判断力を養成するような教育がほとんど行われていないことが挙げられるのではないかと。

- 社会に出て、若い有権者は、政治や選挙に関する学習の機会がほとんどなく、情報に接する機会も不足しており、投票の方法や候補者情報、若者の低投票率などを知らない人が多いのではないかと。
- 最近の若者は、リアルな人間関係の減少、地域のコミュニティ機能の低下、家庭内の教育力の低下などのため、人や社会との関わりが少なく、社会の一員であるという意識が薄いのではないかと。
しかし、日本の社会的状況は、雇用問題が発生する中で非常に不安定となっている。政治を投票や選挙活動からのみ捉えるのではなく、若い頃から自分達の住んでいる社会をチェックして発言し、行動することを訓練し、一人前の大人として育てることがまず求められているのではないかと。
- 若者への学習なり情報提供を行うに当たっては、選挙や投票の意義や必要性を説くだけでは若者のモチベーションは上がらない。若者特有のニーズを掴み、若者に合ったアプローチの手法を工夫することが必要ではないかと。

- 若者の政治意識の向上に当たっては、20歳前後の若者を多く抱える大学の果たす役割が不可欠であるが、大学生になって親元を離れても住所を移さない人が多く、それが低投票率の一因になっているとの指摘もある。大学が学生に対して積極的に働きかける必要があるのではないかと。

〈これからのあり方〉

- 若い有権者の投票率や政治意識の状況等を踏まえれば、我が国の未来を担う若者に対する主権者教育をいかに進めるか、いかに意識を高めていくかが極めて重要である。
- 若者の気持ちや行動形態が一番分かるのは若者なので、各地域に、若者が若者に働きかける「若者啓発グループ」を育成することが必要である。
これらの若者グループの活動はできるだけ自主的に行えるよう配慮する必要がある。

○ 「若者啓発グループ」の設立を促し、メンバーを確保し、リーダーを養成するためには、研修会・学習会が欠かせない。

また、既に幾つかの若者啓発グループが誕生しているが、全国各地の若者グループが相互に交流し、モチベーションを高める場を提供することが必要である。

○ 若者の政治意識を高めるためには、政治、選挙だけでなく、身近な生活に密着したテーマを素材に、噛み砕いた学習をすること、文部科学省のリアル熟議のような、若者が自主的に集まって話をする場・自ら考えてもらう場を設けるなど、若者の自主性を尊重することが必要である。また、政治・選挙に限らず、幅広いテーマでボランティア活動を行うなど、若者の社会参加活動を促進することが必要であり、そのためには、それを支える若者指導員を養成することが必要と考えられる。

○ 若い有権者の主権者教育には、大学の協力が必要であり、例えば入学の際のオリエンテーション等において、民主主義社会の一員としての自覚を促すほか、大学教育において社会参加活動を評価するなどの取組みを進める必要があると考えられる。また、大学と連携して、シンポジウムや討論会などを開催し、学生の意識の高揚を図ることが必要と考えられる。

○ 特に、若者が政治や選挙に触れる機会を増やすため、大学の体験型学習の一環として選挙管理委員会インターンシップを推進し、また、NPO団体が行っている議員インターンシップを支援することが必要である。

○ 同じく若者が政治や選挙に触れる機会を増やすため、選挙時における投票立会人、投開票事務の補助等の選挙事務への参画を推進することが必要であり、そのことは結果として投票インフラの整備に寄与することになる。

○ 若者への情報提供については、そのツールとしてインターネットが大きな役割を果たしてきてい

ることから、インターネットを十分に活用した情報提供に務める必要がある。低コストで双方向のコミュニケーションが可能なインターネットは、若者の政治参加の気運を高める上でも有効なツールである。

国として取り組むべき具体的な方策

- ・若者啓発グループの育成
若者グループの活動紹介、若者グループへの情報提供、全国交流会の開催
- ・若者リーダーの養成
参加型学習を進めるための新しい教材の開発・作成、若者の自主的企画を含むリーダー養成研修の実施
- ・選挙事務への協力の拡大
事例の収集、映像資料・マニュアルの作成・提供、研修・意見交換等
- ・選挙管理委員会インターンシップの推進及び議員インターンシップの支援
事例の収集、映像資料・マニュアルの作成・提供、研修・意見交換等
- ・大学との連携の推進
大学との連携により、選挙事務、インターンシップ等の体験報告、政策提言、シンポジウム、討論会等の開催
- ・若者の意識調査
若者の社会参加意欲、社会貢献意識、社会や政治に対するニーズ等の調査・分析
- ・インターネット等による情報発信
政治、選挙等の知識の習得に資する情報、各地で実施されている活動の状況、若者の意識調査結果等をインターネット等により情報発信

第4 将来の有権者の意識の醸成

〈現状と課題〉

○ 教育基本法第14条第1項は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」と規定しているものの、第2項におい

「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」とされていることから、学校の政治教育には抑制が働き、十分に行われてこなかったのではないかと、むしろタブー視される傾向があるのではないかと。

- ヨーロッパでは、幼い頃から発言し、行動するといった訓練が徹底されており、子どもの頃から社会参加活動が盛んに行われているが、日本では社会の構成員として必要なスキルを身につけるためのシティズンシップ教育ができていない。
- 児童・生徒が学校運営など身近な問題について自ら考え、主体的に発言し、決定に参画していく学校民主主義が欠けている。児童会長選挙や生徒会長選挙は選挙や民主主義を学ぶために有効だが、実施されない学校が少なくない。
- 出前授業など学校教育との連携による常時啓発を進めようとしても、学校側の理解と協力を得ることが困難な場合が多い。これは、学校側が忙しいからでもあるが、教育基本法第14条第2項が影響しているのではないかと。
- 地域だけでなく親の教育力も低下し、政治への関心など意識の面でも世帯間の格差が固定化する傾向があるのではないかと。

〈これからのあり方〉

- 国民の政治意識を高めるためには、改正教育基本法第2条が教育の目標の一つとして「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を掲げたことも踏まえ、教育基本法第14条第1項の実質化を目指す必要があると、学校教育との連携はこれからの常時啓発の主要な柱に位置づけられる。
- 学校教育との連携事業としては、これまで、児童・生徒によるポスター、習字、標語などの募集と表彰、投票箱等の貸し出し、選挙副読本の作成・配布、出前授業等が行われてきているが、今後は、特に、

主権者教育を目指すため、出前授業や模擬投票の拡充、生徒会長選挙の支援等を推進していくことが必要であると考えられる。

- 学校教育との連携を進めるためには、地方においては教育委員会、校長会等への働きかけ、国レベルでは文部科学省への働きかけが必要である。
- 出前授業の内容は、知識の伝授だけでなく、架空の市長選挙を対象とした模擬投票やNIE（教育に新聞を）を取り入れるなど、参加・体験型学習や政治的判断能力の育成を視野に入れた取り組みを行う必要がある。また、出前授業を多くの学校で実施するためには、スタッフとしてボランティアを養成する必要があると考えられる。
- 生徒会長選挙の支援は資機材の貸し出しだけでなく、この機会を捉えて出前授業を行うことなどを考えるべきである。
- 模擬投票は架空の選挙を想定して行われる場合が多いが、これとは別に、多くの欧米諸国に見られるように、実際の選挙について児童生徒が模擬投票を行う「未成年模擬選挙」を、学校、教育委員会の理解を進め、広く普及させる必要がある。
- 常時啓発としての取り組みの例は少ないが、子ども議会は、地域にどのような問題があるかを調べ、どうやって解決すればいいかを考え、議論して合意を得るといった民主主義の基本を体験する貴重な機会であり、全国的に普及させていく必要があるのではないかと考えられる。
さらに、子どもたちに対する主権者教育を進めていくためには、地域社会の問題を自ら考え、課題解決の方向等を競い合う機会を提供する必要があるのではないかと考えられる。
- 以上のような学校教育との連携だけでは量的に限界があり、最終的には、次期学習指導要領に政治教育を盛り込み、学校教育のカリキュラムにしっかりと政治教育を位置づけることが必要である。

- さらに、家庭教育や親の役割の重要性から、投票所に子どもを連れて行くことについて、その普及促進を図ったり、親子が参加して学べる出前講座の検討を行う必要があるのではないかと考えられる。

国として取り組むべき具体的な方策

- ・学校教育との連携促進
事例集・連携マニュアルの作成・提供、研修会・シンポジウム等の開催、現場レベル・国レベルにおける協議の場づくり
- ・出前授業・模擬投票の推進
学年に合わせた教材・マニュアルの作成・提供、参加型学習を進めるための新しい教材の開発、小学生新聞、中学生新聞等への事例掲載、実施ボランティアの実務研修
- ・生徒会長選挙の支援
全国調査の実施、事例集・マニュアル等の作成・提供
- ・未成年模擬選挙の推進
内外の事例集・映像資料等の作成・提供、学校、教育委員会の理解と協力の推進、地域の明るい選挙推進協議会の協力の場づくり
- ・子ども議会の普及・促進
全国調査の実施、事例集・マニュアル等の作成・提供、大学生等の指導員の養成
- ・全国規模のコンクール事業と表彰
高校生から、政治、選挙その他地域社会の問題をテーマに学習の成果を募集し、優秀作品を表彰
- ・模擬選挙の支援
学校の理解と協力の促進、地域の明るい選挙推進協議会の協力の場づくり等
- ・次期学習指導要領に政治教育を盛り込むための課題の整理



第5 これからの検討事項

- 以上のように、本研究会においては、冒頭の基本的認識に立ち、今後の基本的方向を踏まえ、「明るい選挙推進運動のこれから」、「若い有権者の政治意識の向上」、「将来の有権者の意識の醸成」の3つの事項について、その現状と課題を明らかにするとともに、主として、実践・体験型の取組みを通じた有権者の政治意識の高揚、特に、選挙の分野における投票弱者等への具体的な貢献といった視点に留意しながら、課題に対応するためのこれからの方向や具体的な方策について、中間的に取りまとめたところである。

- 今、若者に限らず、投票義務感の高い高齢者についても新しい主権者像が求められている。本研究会は、そのキーワードとして「社会参加」と「政治的リテラシー（政治的判断能力）」の2つを掲げた。社会的参加意欲が低い中では政治意識の高揚は望めない。そしてまた、政治的、社会的問題についての確に判断し意思決定をしていく資質は、社会参加だけでは十分に育たない。情報を的確に読み解き、考察し、判断する訓練が必要である。

我が国の未来を担う若い有権者や子どもたちだけでなく、高齢者を含めた政治的リテラシーをどのようにして高めて行くか、そのためにはどのような主権者教育が必要かということを、本研究会として引き続き検討していくこととしている。

その際、冒頭に述べたように、主権者教育は市民と政治との関わりであるが、それを進めていく上では、「政治との距離」、「政治的中立性」ということが大きな課題となる。それは現に、学校教育だけでなく、各地域の明るい選挙推進運動が共通に抱える課題でもある。

本研究会は、この中間取りまとめの中で、教育基本法第14条第1項の実質化を目指すべきこと、地域の明るい選挙推進協議会が政治と有権者をつなぐ舞台づくりを進めるべきことを提言したが、これらの提言をさらに深めるためには、主権者教育、具体の常時啓発活動における政治との距離、政治的中立性についてもさらに検討を行う必要があると考える。

「中間とりまとめ」に関する意見

秋田県明るい選挙推進協議会会長 藤盛 節子
(元秋田市教育委員長)

“あり方等研究会”がどのようなレポートを出されるか注目していたが、この度の中間とりまとめに対し、図らずも意見を求められた。せっかくの機会である。私見を述べてみたい。

これまでの常時啓発と今後の基本方向

“主権者教育”というインパクトが大きい文言からは、「政治を決めるのは最終的には有権者の資質である」という強いメッセージが伝わってくる。あえて対象者に高齢者を明示し、切り込んだのも頷ける。しかし一般化するのには誤解を招く可能性がある。主権者としての意識と政治的判断能力の違いは、世代層というより人自体であり、主権者教育は生涯学習の柱として、有権者全体にとって必要なのではないかと考える。

明るい選挙推進運動のこれから

長期にわたり活動を積み上げてきた地域の明推協が、時代に即した新しい役割を担うためには、「全国性」や「包括性」を優位性に転化させることなく、委員の登用をはじめ、開かれた協議会として外部からも認識されることが求められる。今までは事業企画等も選管事務局が決定することが多かったと思うが、むしろ事務局と明推協委員が車の両輪として進めていく方が、協議会自体も活性化すると思う。積極的に他団体に働きかけたり、若者のアイデアを反映させることで、啓発活動の広がりを持てるのではないだろうか。

若い有権者の政治意識の向上

若者の低投票率が身近な政策課題に及ぼす影響や、シルバーポリティックスの危惧について、若者自身が気づく必要があると思う。フォーラムなどの開催時を好機とし、企画段階からの参画や、ワークショップ・話し合い等の活動を通じて、若者同士の啓発の機運が高まれば、おのずと政治意識の向上も期待できるのではないだろうか。

将来の有権者の意識の醸成

主権者教育を進めるには、学校や社会教育施設との連携が必要であることはいうまでもない。特に将来の有権者である子どもたちの啓発には、地域の明推協は試行錯誤しながら個々に学校に働きかけ、出前授業などを実施してきた。

しかしながら、主権者教育と謳うからには、より効率かつ効果的に進める必要があるのではないか。一票の質を考えると、居住区に関係なく一定程度共通レベルの取り組みが求められることから、学校教育の中で位置づけられることが理想的である。18歳選挙権の施行の可能性を視野に入れ、政治的中立性を保持しつつ政治教育を実質化するには、誰がイニシアティブを取って、いつまでを目標に、どうやって取り組んでいくのか、具体策を明示する必要があるのではないか。知識の導入に終わらず、意識づけや・正しく理解し判断する力を養うための教材作成が早期に待たれる。

幸いシティズンシップ教育に関しては、既に日本国内においても文部科学省の委嘱を受け研究、実施している学校がある。自治体独自に取り組んでいる学校や民間の動きもある。教育基本法第14条の共通理解のもと、省庁間や官民の壁、さらには世代や活動団体間の違いを超えて、実質的な連携が不可欠であると考ええる。

家庭においては、親の有権者意識が次世代の意識の醸成に関わってくることは否めない。幼児期においても、親子で楽しみながら学べる絵本や紙芝居の作成なども一助となるであろう。

全体として総花的な感じは否めないが、これもあらゆる方向から検討した結果に違いない。可能な限り中・長期的目標を定め、担い手を明示する具体的な方策を示していただきたい。

「中間取りまとめ」 読後の概観

三重県明るい選挙推進連合会会長 岡本 祐次
(元三重短期大学学長)

このようにいう。明るい選挙推進運動は、これまで、(ア) 選挙の浄化、(イ) 投票参加の促進および(ウ) 政治意識の向上、を目標と定め、展開されてきた。中心を(ア) から(イ) に移しつつ、一定の成果も得てきた。しかるに、いまや中心は(ウ) に移行の時機と、目標(ウ) を念頭に、基本的方向を、高い資質を持つ主権者教育を目指すものとする。かくして、検討事項は、「明るい選挙推進運動のこれから」「若い有権者の政治意識の向上」「将来の有権者の意識の醸成」に整理できると。そして、3事項の諸課題を問い、方向と方策をきちんと対峙させ、コメントもかゆいところに手の届く、ほとんど非の打ち所のないもの。短期間によくここまで検討整理されたものよと、その労を讃え敬意を表しておきたい。

とはいえ、基礎地域明推協の天の邪鬼の傍目八目に映ずる些細な戯言を披瀝してお笑い種に供したい。取りまとめの2つの提言、「教育基本法第14条第1項の実質化を目指すべき」(提言1という)、「地域の明るい選挙推進協議会が政治と有権者をつなぐ舞台づくりを進めるべき」(提言2という)に目をおき、前の3つの事項に重ねる形で。

その1は、提言2に検討事項「明るい選挙推進運動のこれから」を重ねて、地域明推協の主たる3方向に触れることだ。1は、明推協の時代に即した新役割(社会参加)で、具体には、(ア) 選挙事務への参画拡大と(イ) 投票環境の整備向上だという。2は、明推協の学習活動の活性化(政治的判断能力向上)で、具体には、(ア) 参加・体験型学習の資材作成・人材育成と(イ) 公正中立を確保した、公開討論会等の推進・関係人材養成だ。3は、新しい公共を念頭した(政治的判断能力向上)、NPO等地域の諸団体との横の連携強化等とする。この取りまとめは、明推協がそれらに積

極的・主体的に協力していくべしとする。

異存はない。1に関する限り、明推協の現有力量で、国や地域選管の舞台づくりをみれば、十分応えうる。然るに、2と3、とりわけ3については、取りまとめが論^{あげつら}う明推協の諸課題克服・力量強化なくして、舞台づくりをみても、特別装置(法や制度の裏づけ)なくば、にわかには望まれる演技は、演じ難い。

その2は、提言1に事項「将来の有権者の意識の醸成」を重ねて、改正教育基本法第14条第1項の実質化と出前授業に言及することだ。平成18年の改正法誕生来、推進運動界も関係話題で賑やかだ。取りまとめは、「将来の有権者である子どもたちに対する啓発を進めるには、学校教育との連携が不可欠であり、学校をはじめとした教育機関の理解と協力を得て、授業への参画を積み重ね、教育基本法第14条第1項の実質化を目指すべきである」という。そのとおりだ。だが、学校等の理解と協力を得るのは至難の技ともいう。障害要因や如何に。例えば出前授業。出前は注文あつての物種、出前の先行を心配したりもする。実質化は、究極、次期改正学習指導要領の記述でというが、別の土俵での独り相撲とならぬか。

思うに、提言1は究極、提言2に集約吸収されるもの。まずは、国や選管レベルでの協議の舞台づくりが必携だ。地域明推協は、その時機に向け力量増進に努めるべし。

結局、国および選管が原点に戻り、法等に課せられた職責を積極的に果たし、協議の扉を開くことが研究会にとって最重要。この職責の具体は、明るい選挙推進運動の活性化に向けて、実務的、財政的な条件整備(舞台づくり)である。これを忘れられてはならぬのだ。

「中間取りまとめ」を読んで

沖縄県明るい選挙推進協議会副会長 島袋 純
(琉球大学教育学部教授)

明るい選挙推進協会等の取り組む常時啓発活動が、どのような意義を持つか、「常時啓発事業のあり方」についての中間報告ではあるが、そのような視座から思うところを述べてみたい。

民主政治を支えるのは、政治に関心を持ち、判断能力を備え、能動的に政治的決定に関わる「市民」的な能力を備え責務を担う人々の存在である。そのための学習の機会の保障がないところでは、民主的な政治体制の存続が不可能となる。残念なことに、日本社会では、それが十分とはいえず、実態として政治教育は忌避されている。その中で政治的な学習を提供していくほぼ唯一の国の公的な関与が、明推協の常時啓発事業ということができるとは思えない。

しかしながら、このような意義づけや理念の再確認や再構築もこれまで十分なものとはいえなかった。それを明らかにし、より具体的に啓発事業のあり方を提示することが、今回の研究会の役割と思う。

社会的な繋がりの希薄化を主要因として、公的な問題への関心の低下が投票率の低下を招いており、特に若年層の投票率の低下という状況が進んでいる点と、政策中心の選挙へ、すなわち政策判断能力が必要とされる選挙、が同時に進行していることがあげられる。にもかかわらず、それに対応する生涯学習、特に学校教育における政治学習が行われておらず、また明推協が十分に連携して来なかった点が課題として上げられている。

その課題に対応するためには、社会の形成者となるべき「市民」的な能力を育成する「シティズンシップ教育」の導入の必要性があり、「主権者教育」がそのコアとして位置づけられるものとなる。常時啓発活動は、この主権者教育の中に位置づけられるものであり、キー概念となるのが「社会参画」

と「政治的リテラシー」であり、その力の習得こそが、主権者教育の目標となる。

「社会参画」は、教育基本法第2条第3号「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」に根拠を求めることも可能であり、また、政治的リテラシーの習得は、第14条「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」に求められ得る。教育基本法に根拠をおくことによって、常時啓発活動のキー概念、より明白で具体的な基本的目標として、「社会参画」と「政治的リテラシー」の能力向上が研究会中間報告では明らかにされている。

現実ではいずれも十分ではなく、そこから教育基本法第14条第1項の実質化（最終的には次期指導要綱への明白な位置づけ）を目指すべきであり、今後の常時啓発のあり方の最も重要な取り組みとして、文部科学省や教育機関との連携を強化していくことが提案されている。極めて重要な提案だと評価したい。

実際に今後何ができるかについて、であるが、現段階では総花的で列举的、優先順位がわからず、あまり具体的ではない。1つの案として次の様なことを考えた。常時啓発の主題として「社会参画」「政治的リテラシー」推進のための「研究」「教育」「運動」の三位一体でなされるべきであろうが、整理のために分け、研究体制、教育体制、運動体制をどのように構築していくのか、そこにおいて国レベルではどのような体制がつかれるのかまた何かなされるべき、府県、市町村レベルではそれぞれ何ができるのかについて、どのような成果をいつまでに達成するのかなど、より具体的で体系的な提案を期待したい。

情報 フラッシュ

東日本大震災の被災地の選挙

○ 大震災被災地の地方選挙は9月22日まで実施が延期されていましたが、22日までの実施は困難と判断される選挙があったことから、12月31日まで再延期する改正臨時特例法が8月3日の参院本会議で可決・成立しました。あわせて、各選挙管理委員会の判断で告示日を前倒して選挙期間を延ばすことができることになりました。現行法では、県議選の告示は投票日の9日前、市長・市議選は7日前、町村長・町村議選は5日前となっていますが、被災者が避難先で不在者投票をする場合、投票用紙を郵送で請求する手続きに時間がかかることから、これでは短か過ぎるとの声に応えたものです。また、総務省ではホームページから不在者投票の投票用紙請求書をダウンロードできるようにしました。

○ 岩手県では盛岡市長選挙（60年ぶりに無投票）などが8月28日に、知事選挙と県議会議員選挙が9月11日に実施され、延期されていたすべての選挙が9月22日までに実施されました。宮城県では仙台市議選、村田町長選などが8月28日、塩竈市長選、多賀城市議選などが9月11日に実施されましたが、県議選、名取市、亘理町、山元町、女川町の選挙は9月23日以降になります。福島県では西郷村議選が8月28日、郡山市議選、須賀川市議選などが9月4日に実施されましたが、県議選、相馬市、川俣町、広野町、双葉町、新地町、大熊町、川内村、葛尾村の選挙は9月23日以降になります。

○ 9月22日までに選挙を実施する団体でも、避

難した有権者の居住地の把握、被災者が仮設住宅に移ったことに伴う投票区の組み直し、投票所や開票所として想定していた学校などが避難所になっていた場合の代替施設の確保など、大きな困難がありました。

大震災で町長が亡くなった岩手県大槌町では、8月28日に町長選と町議選が行われましたが、多数の住民が住民票を移さずに町外に避難しており、選挙人名簿の作成に苦慮しました。各自治体から提供された避難者名簿、慰霊祭参列者の記帳などにより、選挙人名簿の基である住民基本台帳を整理し、その上で選挙のお知らせはがきを郵送して、返送されてきた「あて先不明」などをさらに調査して、選挙人名簿の確定に努めました。8月19日には、岩手県選管とともに総務省において記者会見し、避難先から不在者投票する方法などを説明しました。また、内陸部に建設された仮設住宅が投票所から遠くて不便な方々のため、町役場仮庁舎に設けた期日前投票所へのシャトルバスを運行しました。

選管もベテラン職員を津波で失い、かつ全庁的に人手不足でしたが、県内外の自治体職員の応援も得て準備を進めました。心配された投票率は、町長選は前回より4.73ポイント減の73.41%にとどまりました。町議選は前回より6.2ポイント減の73.38%にとどまりました。

選挙公報の選管ホームページへの掲載

総務省は8月11日、岩手県、宮城県、福島県選管に対して、東日本大震災の被災団体における地方選挙執行上の留意事項について通知しましたが、その中で候補者情報（氏名等の告示、選挙公報）のホームページへの掲載について検討するよう求めました。これを受け、仙台市議選、岩手県盛岡市議選では、各選管ホームページに選挙公報が掲載されました。また、総務省は、ホームページに「岩手県・宮城県・福島県選挙のお知らせ」コーナーを設け、候補者情報などを掲載する被災地の選管ホームページにリンクさせるとともに、全都道府県選管に対し、各都道府県のホームページに、このコーナーへのリンクを張ることを検討するよう求めました。

選挙公報のホームページへの掲載は、データの変更などで選挙の有効性に疑念が生じる恐れからこれまで見送られてきましたが、7月29日の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において片山善博総務大臣が、選挙公報を選管ホームページに掲載することは法的に可能で有効な手段と答弁していました。

■ 埼玉県知事選挙

○ 7月31日に投票が行われた埼玉県知事選挙では、新しい試みを取り入れた多くの啓発事業が実施されました。

・自動改札にステッカー

東京都内等への通勤・通学者が多い埼玉県の特徴を踏まえ、通勤者が1日2回は必ず目にする場所であることから、県内の主要駅で告示日前から、自動改札機に啓発用ステッカーを貼りました。

・美人時計

時刻を手書きしたボードを持つ女性を街頭で撮影した写真が、1分ごとに更新される人気サイトの「美人時計（埼玉版）」と提携し、告示日から投票日当日までの1日4回計48分間、女性12人が登場して投票を呼びかけました。ボードに投票を呼びかける手書きメッセージを加え、画面に表示された知事選のバナーをクリックすると県選管ホームページにリンクしました。

・大学生等から啓発CMの企画を募集

県内の大学生等から知事選の啓発CMの企画（絵コンテ）を募集し、最優秀作品を映像化して地元テレビや動画投稿サイトのユーチューブで放映しました。

映像サークル、県内の大学、専門学校、高校45校に呼びかけたところ、5校から51作品の応募があり、審査の結果、最優秀1作品と優秀6作品の絵コンテが選ばれました。

駿河台大学ではメディア情報学部の斎賀和彦教授が、絵コンテの企画演習で知事選CMを題材に授業をしました。撮影は駿河台大学のキャンパスでも行われ、大学ではCM制作のメイキング映像を制作し、大学ホームページで公開しました。

・高校生が選挙事務

未成年者の選挙や地域への関心を高めるととも

に、有権者に対し「高校生も投票所で見守っています。是非棄権せずに投票所へ行きましょう」とアピール



することを狙って、県内の高校生に選挙事務への従事を呼びかけました。埼玉県で高校生が投票事務に参加したのは、一昨年の衆院選での1校が初めてのことでしたが、今回は県内の全高校に呼びかけたところ、40校（公立35校、私立5校）の生徒約300人が、28市町村の投票所で期日前投票所や投票所での受付案内、投票用紙の交付などの事務に従事しました。

・大学生が開票事務に参加

上尾市では、市内にある聖学院大学の学生40人が開票事務に参加しました。市選管が、大学生に選挙に関わる社会体験の場を提供することで、若者の政治への関心や投票率を高めようと、聖学院大学に依頼して実現しました。

○ このような努力にもかかわらず投票率は、知事選における史上最低の投票率（24.89%）となりました。特に24ある町村の平均投票率は30.26%と前回より7.91ポイントも下がりました（40ある市の平均投票率は24.43%で2.3ポイントのマイナス）。知事は記者会見で、「工夫を凝らした選管あるいは関係者の動きもあるが、年々低投票率になってきている。何か特別な事件でもない限り投票率が上がらず、単純な啓発運動では済まないのかもしれない。特に高校生への政治教育なども、検討課題として入ってくるのではないかと。政治への中立ということで教育の場面では妙に政治に踏み込まないというきらいもなきにしもあらずだが、政治がどのように世の中を変えるのか、変えてきたのかなどもきちっと教育の場でやっていくことが今後は必要ではないか」と述べています。

■ レッツ！メールで投票宣言

8月7日に投票が行われた福島県会津若松市長

選において、会津大学の有志の学生が、「会津若松市の市長を真剣に選ぶ若者の会」をネット上に立ち上げました。

「東日本大震災、原発事故と風評被害によって会津若松市内の農業や観光産業が非常に大きな影響を受け、これからの10数年は会津地方という歴史ある地域が生き残っていけるかどうかの試練の時。しかし、市民の関心が市長選挙に中々向いていないのではないかと。非常に重要な選挙に市民に積極的に参加してもらいたい」とメッセージを発信しました。

期日前投票の利用、投票所入場券の確認、新聞

に掲載された候補者情報、新聞社のアンケート調査結果などを紹介するとともに、「投票に行く」という有権者の宣言をメールで集めました。

今後も市民が市政に興味を持ち、皆が会津若松市を考えられる雰囲気づくりを目指して活動を続けるとしています。



若者と県議が居酒屋で政治トーク

7月23日土曜日の夜、青森市内の居酒屋で、学生22人が県議会議員3人と政治をテーマに話し合いの場を持ちました。主催したのは、学生団体「選挙へGO!!」で、青森県明推協委員でもある佐藤淳・青森中央学院大学専任講師がアドバイザーを務めました。目的は、若者が政治家を身近に感じて、政治に関して興味関心を持ってもらい、最終的に選挙の投票率向上につなげることです。青森県内の大学・短大6校の学生が参加し、30～40歳代の若い世代の議員に「議員をめざしたきっかけ、議員になる前の職歴」「ふだんの活動」を尋ね、気楽な話し合いの中で県政に対する見識を深めるとともに、若い世代の考えを県議に理解してもらうことにも努めました。

埼玉大学がさいたま市民の政治意識調査

5～6月に、さいたま市の市民1,000人を対象とする、郵送調査による政治意識調査(461人から回収)が行われました。埼玉大学社会調査研究センター(センター長・松本正生教授)によるものです。

「今の政治に満足しているか」との質問に、「かなり不満」が51%、「やや不満」が28%、合計79%と高い数字になっています。年代別で見ると50歳代が最も高く、89%に達しました。松本教授は「想像を絶する不満ぶり。社会の中心世代の方が若者や高齢者より無力感が強いのは通常はみられない傾向」と分析しています。

また、「大勢の人が投票するから自分が投票しなくてもかまわない」との質問に、77%が「そうは思わない」と回答していますが、「4月の統一選で行われた県議選の投票率が全国最低だったことを知っているか」との問いには、55%が「知らない」と答えています。

地域ボランティアフォーラム連携事業

明るい選挙推進協会では、都道府県・指定都市の明推協および選管が実施する研修会等の開催を支援しています。その事例を紹介します

①新潟県明るい選挙推進モニター会議

新潟県明るい選挙推進協議会と選挙管理委員会は、県主催研修会の受講者や県内市区町村明推協委員等をモニターに委嘱し、県や市区町村の啓発事業について意見を聞く場を設けています。今年度も7月28日に開催され、モニター14人、市区町村明推協委員等4人、市区町村選管職員19人、県明推協会長と委員等3人、県選管職員6人のほか、新潟県内の大学生6人と学生団体ivoteの学生3人が参加しました。

県選管の常時啓発事業の説明と学生団体ivoteの活動報告のあと、グループに分かれて「若者への選挙啓発」と「県の常時啓発事業についてどう考えるか」をテーマに、意見交換を行いました。

②長野県・明るい選挙推進夏期フォーラム

長野県明推協と県選管は、8月3日に塩尻市に

において、夏期フォーラムを開催しました。講師に小玉重夫・東京大学教育学部教授と岩崎正洋・日本大学法学部教授を迎え、県内市区町村明推協の委員など約420人が参加しました。小玉教授は「シティズンシップとは何か」をテーマに、「戦後民主主義の定着と現代の政治離れ」「シティズンシップとは何か」「シティズンシップ教育の背景」「なぜ政治的リテラシーか」「新しい公共と市民」「シティズンシップ教育の具体例」について話されま

した。岩崎教授は、「政治の見方 最近の選挙をふまえて」をテーマに、「政治をどう見るか」「そもそも政治とは」「現実に目を向けると」「最近の選挙における出口調査の結果」「大学生が望む政策の方向性」「これから必要なのは」について話されました。



講演する小玉先生

情報サイト「ザ選挙」

ザ選挙は、日本で行われたすべての選挙に関する情報を掲載することをめざす、選挙と政治をテーマとするインターネットのサイトです。「選挙が民主主義を支える基盤であるにもかかわらず、選挙や候補者に関する情報が少なすぎる。『ザ選挙』は、国政はもとより、自治体選挙や政治の情報を国民すべてが共有することで、地域の政治に関心を持ち、身の回りから日本を暮らしやすい国に変えていくことに取り組んでいきます」と謳っています。

2006年に日本インターネット新聞株式会社により、「ザ・選挙」としてスタートしましたが、経営が厳しく2010年4月に一部の情報の更新が休止されました。しかし、株式会社VoiceJapanが経営を引き継ぎ、2011年3月に再開されました。

サイトは、「選挙情報」「記事・ニュース」「自治体」「ザ選挙大辞典」「メルマガ」の項目で情報が



整理されています。「選挙情報」は、「選挙結果」「ただ今選挙中」「もうすぐ告示」の3種類に分けられ、選挙ごとに全候補者の情報（氏名、年齢、性別、党派会派、職業）や政策・主張等、得票数、過去の実績などのデータが提供されています。「記事・ニュース」はザ選挙の記者等が取材した記事が、「自治体」は自治体合併リストと自治体の首長と議会議員の情報が提供されています。「ザ選挙大辞典」は、選挙や政治の用語や仕組みを、政治制度、選挙制度、選挙運動などのカテゴリー別に解説しています。

ザ選挙は、選挙管理委員会の皆さんに、「選挙名、選挙事由、告示日、投票日、任期開始日、任期満了日、定数、有権者数」といった選挙に関する情報と、「立候補者名、よみがな、生年月日、性別、政党会派、現元新、肩書き、住地域、HPアドレス」といった候補者に関する情報を、選管ホームページに掲載されることを願っています。候補者の主義主張は書いてなくても、せめてこのような客観的データがインターネット上に公表されていれば、有権者の手助けになるからです。

9月1日には、データベースの一新、政治家情報の充実化などのリニューアルを実施しました。今後は、ユニークな取り組みをされている選挙管理委員会への取材も強化するそうです。すべての選挙に関する情報を更新する労力は、たいへん大きいことと推察します。また、この分野で長らく唯一の存在でしたが、趣旨の近い別のサイトも誕生しています。トップランナーの頑張りを期待します。

洪応明

生没年不詳

惟だ公たなれば則ち明を生じ 惟だ廉たなれば則ち威を生ず

洪こう応おう明めい、字は自誠じせい、四川省成都府の出身で、万暦年間(1573年～1620年)ごろの人。明の時代の中期ごろからは、儒教的教養を基礎としながら、道教、仏教にも通じて「三教兼修の士」となることが流行したが、洪応明は、「三教兼修の士」の1人であった。

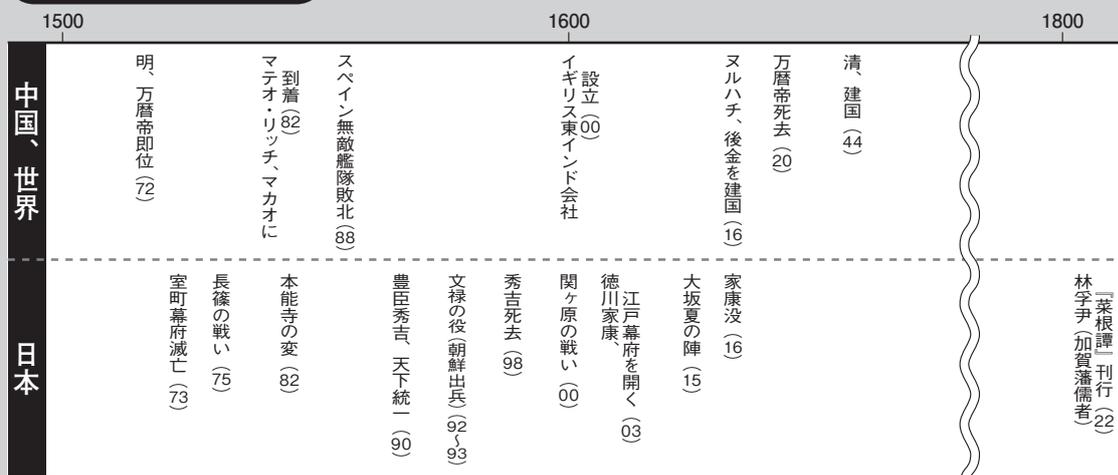
出典の『菜根譚さいこんたん』(著作年不明)は、洪応明が著した合計357条の「清言せいげん」である。前集222条は、主として世間の中で、人と交わる際の道を述べた「処世訓」が多く、後集135条は、自然の趣や山林に隠居する楽しみを述べて、人生の哲理や宇宙の理法を説いている。菜根は堅くて筋が多いが、これをかみしめてこそものの真の味わいがわかる、という朱熹しゆき(朱子)の撰した「小学おうしんみん」の中の汪信民の言からとったといわれている。中国よりも、むしろ日本で江戸時代、禅僧などに重用され、現代に至っても愛読する政治家・実業家が多い。

対句多用した文学的表現が多いが、「居官有二語**、曰惟公則生明、惟廉則生威」も対句をなしている。「公職に就いた際の心得は二つある。まずは、公平であることによって、曇りのない正しい判断ができるのであり、また、清廉であることによって、威厳が生まれてくるのである」という意である。

公職に就いていると、さまざまな私的な要求にさらされるが、これを、正しい判断で公的に濾過していくことが求められている。ましてや公職選挙で立候補しようとする者は、特に金銭的なしがらみを持つと、当選しても、そのしがらみを断つことができなくなり、公平を保つことができなくなってしまう。

民主主義社会でも、「清廉を保ち、公平な判断をする」この清言の持つ意味は輝きを失っていない。

洪応明の生きた時代



* 儒教、仏教、道教の3つを修めた士が、処世訓、世の真理を、文学的表現を用いた語録のかたちでまとめた書。

**官(かん)に居(お)るに二語(にご)あり

インフラ構築と支援活動



韓国選挙研修院教授 高 選圭

..... シティズンシップ教育の制度化と 人的ネットワークづくり

韓国社会は1990年代以後、様々な形でシティズンシップ教育の制度化が進んでいます。シティズンシップ教育に関する制度・法律の整備と、学校・市民団体等の教育現場で系統的にシティズンシップ教育を行うための制度整備が行われました。シティズンシップ教育に対する社会的な関心が高くなり、教育のニーズも増加してきました。学校教育においてもシティズンシップ教育は教育目標の1つとなっています。特に、情報化・国際化時代の社会変化を主導する市民的資質の育成が学校教育でも要求されています。成人の生涯教育においても、シティズンシップ教育に関連する研修と講座は増加している状況です。

1980年代から韓国の民主化を主導してきた市民団体と教育関連組織、学会等も、シティズンシップに関する教育活動を活発的に行ってきました。地方自治団体の場合は住民に様々な教育サービスを提供していますが、住民自治センターや公民館などではシティズンシップ関連講座を開き、住民に対する教育を行っています。しかし、シティズンシップ教育にかかわる教育主体間の連携と相互調整はあまり行われていないのが現状です。このような問題点を解決するのは、韓国のシティズンシップ教育の大きな課題の1つでした。

韓国のシティズンシップ教育をより効率的に行うため、選挙管理委員会は制度整備と教育活動の支援事業を行っています。選挙管理委員会は、シティズンシップ教育関連研修プログラムの作成、教育コンテンツの作成・普及、教育事業への予算支援、シティズンシップ教育に係わる研修担当者の育成などの活動を行っています。特に、教育機関、研修担当者間の連携とネットワークづくりには力を入れてきました。全国に散在しているシティズンシップ教育団体と教育担当者間の連携をとる

ため、2008年には「市民教育連合協会」を結成し、シティズンシップ教育に関する情報交換・人的交流を進めてきています。

..... シティズンシップ教育専用の ポータルサイトの構築と運用

急増するシティズンシップ教育ニーズに対応するため、選挙管理委員会は2005年4月からはシティズンシップ教育専用のポータルサイト（www.civilzine.or.kr）を運用しています。このポータルサイトは、シティズンシップ教育関連の情報提供、教育コンテンツの提供、研修担当者の意見交換、研修プログラムの提供、教育機関の動向などを提供する場として活用されています。また、このサイトでは毎月1回メールマガジンを発行していますが、主な受信者は国会議員・政党関係者・大学教授・教師・関連学会・市民団体・大学生・中高校の学生代表・一般市民などで、7万人に発送されています。シティズンシップ教育専用のポータルサイトでは、シティズンシップ教育に関する論文・資料・統計などのデータベース（DB）システムを構築し、運営しています。国内・外の学術論文・関連資料をDB化し、検索・閲覧可能となっています。

教育コンテンツの提供機能は、シティズンシップ教育の現場で利・活用できる様々な教育コンテンツを提供しています。この教育コンテンツは小学校・中高校の授業時間での活用はもちろん、市民団体・地方自治団体・民間の研修機関が自由に利用できるような形式で提供されています。情報



シティズンシップ教育専用ポータルサイト



交換の場として設定されているコーナーでは、各研修機関が行っているシティズンシップ教育関連の教育内容を紹介し、参加を呼びかけています。このようなシティズンシップ教育関連のDB化、関連団体の教育情報の提供、さらに教育現場で利用可能な教育コンテンツの提供は、韓国のシティズンシップ教育のインフラ構築と多様な教育コンテンツの提供の側面でのその意味が大きいと思います。

それから韓国のシティズンシップ教育関連の学会である韓国民主市民学会・社会科教育研究学会・韓国市民倫理学会等と教育団体が共同で参加し、シティズンシップ教育関連の企画研究とコンテンツを作成し、普及しています。このサイトでは、外国のシティズンシップ教育動向と情報も提供しています。ドイツ・アメリカ・イギリス・日本・北欧などのシティズンシップ教育動向と情報を毎月1回提供しています。このポータルサイトでは、教育関連コンテンツと情報の提供のみではなく、シティズンシップ教育の対象者である国民の意見を聞く機能と政策提言を行う場も設けられています。学校の先生・主婦・学生・一般市民が日常生活の中で感じるシティズンシップ教育に関する意見と政策提言が行われています。

選挙管理委員会は、毎年100万人以上の方々を対象にシティズンシップ教育を行っていますが、仕事と多忙で教育参加が不可能な市民のために、オンライン教育プログラムと研修を運営しています。2004年から運営しているオンライン研修は、シティズンシップ教育現場の研修担当者と学校の教師などが主な参加者です。オンライン教育コンテンツの充実化をはかるため、ドイツの連邦政治教育センターと提携を結び、相互交流が行われています。選挙管理委員会選挙研修院のオンライン・シティズンシップ教育講座は、「民主主義リーダーシップ」「シティズンシップ教育方法論」など20講座が運営されています。この教育講座を受講している一般市民は、年間1万人以上になります。

..... シティズンシップ教育のコンテンツ作成と 人材育成支援

韓国の選挙管理委員会は、シティズンシップ教育のインフラ構築のため、教育教材の作成と普及

事業を行っています。学校と教育現場で活用できる教材とテキストを作成し、教育機関へ普及しています。2008年から『シティズンシップ教育ハンドブック』シリーズを毎年発行しています。テキストのみではなく、シティズンシップ教育の主なテーマに関する研究報告書を作成し、教育現場へ普及する事業も行っています。

韓国のシティズンシップ教育のインフラ構築のため、選挙管理委員会が行っているのが、シティズンシップ教育を担当する講師の養成です。選挙管理委員会の職員・一般市民・教師・NGO／NPOの関係者・市民団体の研修担当者等を対象者として、講師養成課程を運営しています。韓国のシティズンシップ教育の課題の1つは、急増する教育需要に対応する講師の育成です。学校でのシティズンシップ教育を担当する講師育成のため、学校の先生を対象とする研修を冬・夏季休みを活用して行っています。学期中には学校を訪問してシティズンシップ教育の方法論と教育コンテンツに対する研修を実施しています。また、定年を迎えている先生や教師の経験がある方々に一定期間、シティズンシップ教育の研修を受けてもらい、「シティズンシップ専門講師」として任用・活用する制度を運用しています。学校や市民団体・地方自治団体からシティズンシップ教育の要望があれば、この「シティズンシップ専門講師」を派遣して研修・教育を行っています。特に、学校からの需要に対応するために、教師経験のある「シティズンシップ専門講師」を派遣して授業を行っています。最近、学校からの要請は増加しています。

最後に、選挙管理委員会が行っている支援活動の1つに、様々な教育機関が行っているシティズンシップ教育に対する予算と人的支援があります。シティズンシップ教育関連の学会・市民団体・大学・NGO／NPOの行う教育や研修活動に対して予算支援を行っています。民間分野の教育機関や市民団体は、財政や人材不足の問題を抱えています。この問題を解決し、シティズンシップ教育を活性化する目的で予算支援や講師の派遣が行われています。

ファシリテーションのスキル

～すぐに使える3つの基本

Be-Nature School 代表 森 雅浩

言葉の使い方だけがスキルではない

ファシリテーションのスキルといえば、言葉巧みにやりとりをするイメージがあるかもしれないが、実はそうとも限らない。ちょっとした仕掛けやコツといったもので、ずいぶんとコミュニケーションの質は変わるものだ。

「空間デザイン」「グループサイズ」「板書」の3つはそうしたスキルの代表的なもので、誰にでもすぐに使えるし効果が高い。特に「空間デザイン」と「グループサイズ」の2つはどんな場面においても有効な基本中の基本なので、いつでも意識しておきたい。「板書」はシンプルで効果が高い割には、あまり使われていないようだ。眠っているホワイトボードがあれば活用のチャンス。まずは挑戦してみよう。

空間デザインを活用する

空間的な環境が人に与える影響は想像以上に大きい。あなたはどんな場所で会議やワークショップをしているだろうか？机とイスの並べ方はいつも同じになってはいないだろうか？こんな簡単なことが話し合いの成果に影響を与えるのだ。動かせる机とイスならば、目的やねらいに合わせて形を変えて意識的に使うべし。それが空間デザインの活用だ。どんな並べ方が良いかは、試して実感してみることが大切だが、いくつかの形と特徴を右ページで図とともに紹介しよう。

同じ空間デザインでも座った位置によって印象は変わるし、人による好き嫌いもある。ただし、それぞれの形には基本の特徴があるので、どんな形で始めるかには特に気を配りたい。最初の印象は大切だからだ。進行の途中で形を変えることにも積極的に取り組んでほしい。場の転換はその場にいる全員に協力してもらおうのがいい。早く終わ

るし、気分転換にもなる。

お茶やお菓子の用意、BGMや照明、香りなども空間デザインの重要なパートだ。頭を使う長時間の会議では飴やお菓子があるといい。ホワイトボードやプロジェクター、模造紙を貼る場所も、位置によってはメンバーに不要なストレスを与え、参加意欲を下げてしまうことがある。些細なことと思わず、ベストの空間デザインを追求しよう。

グループサイズを自在に変える

大人数だと話しにくいのが、少人数だと話しやすくなる。この原理を利用したのがグループサイズの変更だ。例えば、参加人数は多いのにごく少数の人しか発言しない会議。そんな時グループサイズを小さくし、隣同士の2人で話す時間をつくれれば、間違いなく全員が話す場面が生まれる。そのあと2人で話した内容を全体に向けて言ってもらえば、積極的でなかったメンバーの意見も聞きやすくなる。

グループサイズの小さい方が、話をする人の比率が高まるので活気を生み出しやすい。逆に加熱した状態をクールダウンする時にも使える。全員が話すのをやめ、落ち着いてよく考えるために1人というグループサイズを活用することもできる。

またグループサイズは、1人あたりが発言に使える時間と連動している。3分間を使ってグループで話し合う場合を想定すると、2人組なら1人あたり1分半使えるので、それなりにじっくりと意見を交換できる。8人だったら約22秒、16人なら11秒ちょっとだ。実際には発言時間が均等になることはないので、長く話す人がいるとさらに他のメンバーは黙っている時間が長くなる。グループサイズが大きくなると、まったく話さない人や進行を仕切る人が自然に生まれてくる。

私の経験では、気軽に話に参加しやすいのは4人ぐらいまでだと思う。だがグループサイズが小

口の字型…会議では当たり前に使っているこの形だが、ある辺が上座になったり、向かい合わせが対立関係になりやすいなど、形自体がもつ特性も強い。座る位置によって意識も大きく変化する。

多角形型…ほんの少し口の字型を動かすだけで、全体に平等なイメージが生まれる。

アイランド型…グループ作業によく使われる。テーブル内に意識が集中するが、ファシリテーターへの注目度は下がる。

アイランドななめ型…角度を変えるだけで、グループと全体の関係性が生まれてくる。

シアター型…スクール型の机なし版。前に立つ人に意識が向くが、隣との関係は意外と希薄だ。

シアター・ラウンド型…少しの変化だが個と全体との関係を変えてくれる。

サークル型…全員が中心から等距離で、始まりや終わりが無いのが特徴。円の大小や1人ひとりの間隔によっても意識は変化する。

また、ライブコーディングの速度を上げるためには、綺麗に書こうとしないのがコツだ。わからない漢字はカタカナで書く。文字を綺麗に書くより、同じ大ききで1行を曲げないで書く方が読みやすさには重要だ。ホワイトボードもいいが、スペースを継ぎ足し

さいと意見のバリエーションも少なくなる。使える時間と意見のバリエーションを考え、テーマや場面に応じて適正なグループサイズを自在に使い分けたい。

発言が見えるように板書する

発言を皆で確認できるように大きく書き出していくことを板書という。実は板書には進行全体を遅くするというデメリットもある。ただし、大切な意見が消えてしまわない効果、議論の展開の拠り所になる効果など、デメリットをはるかにしのぐ。さらに誰の発言かよりも、発言内容そのものに意識が向くので、1つひとつの意見を均等に扱う土壌も生み出してくれる。

板書の原則は、発言をできるだけそのまま書くことだ。要約すると発言した本人の真意とずれてしまう可能性が高い。そうなるとう発言者は発言への意欲を失い、逆効果になるので気をつけよう。

発言をそのまま書くコツは、ファシリテーターがその発言を繰り返し言うことだ。ファシリテーターが板書をするときは、自分で声に出しながら書く。別に板書係（レコーダー）がいれば板書係はファシリテーターの言ったことを書く。

そのまま書くことを大事にするので、これをライブコーディングと呼んでいる。ファシリテーション・グラフィックという言葉があるが、ライブコーディングはその中でも一番シンプルなものだ。

て使える模造紙の様な紙もいい。2～3人の少人数ならば、A3サイズの紙をテーブルにおいて書きながら話すこともできる。

紙に書く場合は太いマーカーを使おう。持ち方の角度によっても文字の印象は変わるので注意する。色使いによる見やすさの工夫もできる。発言を書くときは発言ごとに交互に色を変えると見やすい。色がきつすぎない中間色で、緑と茶色を使うことが多い。タイトルは青、罫線は黒、オレンジや赤は強調やアンダーラインに使うのが基本だ。

せっかく書いた板書はその場でしっかり活用したい。ファシリテーターが読み直し、ポイントをオレンジのマーカーでチェックする、あえて時間をとってメンバーに読んでもらう、そこから重要だと思ふ発言を選んでもらったり、ポストイットに書き写しカード式分類法に使うなど、様々な活用が可能だ。同じ発言が繰り返される場合は「これと同じですか」と板書の箇所を示すなどして、議論のプラットフォームとしても使える。

*

この3つスキルを使うだけで、話し合いが変わる。あなたがファシリテーター役でなくても、話し合いの方法として空間デザインの活用やグループサイズの変更を提案してみよう。板書をする人が誰もいなければ、自ら板書係を買って出してみよう。それだけで会議がずいぶん変わるはずだ。小さなことから変化を起こしてみよう。

特定非営利活動法人 Rights

若者の政治参加をめざして

Rightsは「未来を長く生きる若者は未来の決定により大きな責任を」との思いから、若者の政治参加をめざして2000年に結成した（2002年NPO法人化）。1990年代後半から盛んになった議員インターンシップや公開討論会に取り組む若者と子ども議会やまちづくりなど、子どもの社会参加に取り組む若者が集まった。命名の由来は、「権利」という言葉では通じにくい「もっとも」「あたりまえ」という本来の意味を伝えるのに適切だったからだ。

なぜ若者の政治参加が必要なのか、それには3つの理由がある。第1に、政治はすべての人々に影響を与える営みで、すべての人々が参加する権利をもつからである。また多くの人々の意思を政治に反映させることが民主主義にもかなう。第2に、財政・社会保障・環境などの政治課題は若者により大きな影響を与えるからである。政治家や政党は政治に参加する人々の利益を考えて意思決定するため、今のままでは若者に政策の歪みによるツケを負わせてしまう。若者の政治的影響力が高まれば、世代間で公平かつ持続可能な社会システムへの転換につながる。第3に、若者の自己決定能力と責任感を育てエンパワメントするからである。若者はいずれ社会を支える一員となるから、参加による試行錯誤を通じて早くそうした能力を身につけることが欠かせない。

このような考えにもとづき、若者の政治参加を実現する方法として、選挙権・被選挙権年齢の引き下げと政治教育の充実という2つの目標を立てて活動を始めた。

◆ 18歳選挙権の早期実現

選挙権・被選挙権年齢の引き下げにむけては、国内外の状況と議論を知ったうえで、私たちの見解をまとめること、国会議員に働きかけて立法をめざすこと、世論を喚起することを大きな柱にしてきた。

新聞記者や大学教授などを講師とする学習会と多くの資料・文献を入手して検討を重ねた結果、ドイツの考え方を参考に、選挙権は義務教育終了後の16歳、被選挙権は成人年齢、地方選挙権は独自で引き下げ可能とする法案骨子をまとめ、2002年にブックレット『16歳選挙権の実現を！—選挙権年齢の引き下げを考える』（現代人文社）として刊行した。

あわせて結成直後の衆院選候補者アンケートを手始めに、国会議員のシンポジウムや集会を重ね、2002年に選挙権年齢の引き下げを求める国会議員懇談会を結成して、超党派で議員の理解を深めてきた。いわゆるロビー活動による市民・議員立法という手法はNPO法や情報公開法の制定でも用いられており、私たちは結成からこの手法を重視している。

そして2007年に成立した国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）で18歳選挙権が盛り込まれた。法案を審議する国会でRightsメンバーが意見陳述した際、国会議員から「公述人のような方の地道な努力というものが今回の投票年齢を下げることに繋がっている」と言及されたとき、努力が実を結んだと感じた。その後、内閣官房に「年齢条項の見直しに関する検討委員会」が設置され、法制審議会が18歳成人を答申したが、政治情勢の影響を受けて法改正の見通しが立たないまま、国民投票法は2010年に施行された。

私たちは、次期国政選挙までに18歳選挙権を実現するよう、超党派の国会議員や関係官庁に改めて働きかける。

◆ 政治教育の充実

18歳選挙権によって政治教育の充実は待ったなしの課題である。東西冷戦を背景に日本の教育界では政治教育が特定の偏向した思想教育と誤解されたため、三権分立や選挙制度といった仕組みの説明に終始し、実際の政治課題を自分で調べて発表や討論を通じて学習する授業が十分実践されてこなかった。

私たちは実践的な政治教育として、未成年模擬選挙と政治体験プログラムを試みてきた。未成年模擬選挙は、選挙権のない世代が実際の選挙と同時に模擬の選挙を体験するもので、米大統領選挙で数百万人が参加するなど多くの国々で教育の一環として普及している。私たちは2003年から国政選挙での実施を学校現場に広く呼びかけ、事前学習のための政党本部訪問やポスター・マニフェストの配布などをサポートしてきた。この活動は2006年に設立された「模擬選挙推進ネットワーク」が引き継いでいる。政治体験プログラムは2002年春休みのユースインターンシップに始まり、2005年・2006年夏休みの永田町ツアーまで続いた。ユースインターンは中高生対象に1泊2日で議員秘書を体験する企画で、永田町ツアーは日帰りの国会見学と議員・秘書との意見交換である。

国は、2009年の法制審議会答申では、18歳成人にむけて法教育・消費者教育・金融経済教育などの充実を求め、2010年に決定した子ども・若者ビジョンではシティズンシップ教育の推進を明記した。今後は、模擬選挙やディベートといった実践的なカリキュラムや教材の採用などに教育関係者の積極的参加が求められる。

同時に子ども自身が民主主義を実践し、政治リテラシー（活用能力）を育てる場として、生徒会活動がきわめて重要となる。私たちは中高生対象のアンケートなどを通じて、生徒会活動の現状と課題をまとめた。

◆ 子ども・若者（参画）政策の充実

私たちは、2008年の『18歳が政治を変える！—ユース・デモクラシーとポリティカル・リテラシーの構築』（現代人文社）刊行を契機に、世代間格差と子ども・若者（参画）政策に関心を深めた。子ども・若者ビジョンに、子ども・若者の社会形成・社会参加支援としてシティズンシップ教育の推進や意見表明機会の確保が明記されたとはいえ、その具体化は今後の取り組みにかかっている。

そこで2010年に、スウェーデンの先進的な実践事例を調査研究するスタディツアーを実施した。スウェーデンでは、若者政策法にもとづいて国に青年事業庁が設置され、労働・教育・参画・住宅など若者政策全般を横断的にチェックする強力な



福山哲郎・官房副長官（当時）に18歳選挙権実現を要望

体制が敷かれており、模擬選挙・生徒会・政党青年部・若者議会など民主主義を体感できる多様な参画の仕組みが構築されていた（報告書はウェブ掲載）。2011年は英国視察を予定している。

海外での調査を続ける一方、その成果を日本における子ども・若者政策に活かすため、青少年育成担当大臣・内閣府職員・与野党国会議員との対話を重ねてきた。このたび内閣府に、子ども・若者ビジョンの実施を推進し、ビジョンに基づく施策の実施状況を点検・評価する、「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」が設置され、大学生のRightsメンバーが委員に就任した。今後は、子ども・若者関係のNPOや研究者と領域横断的な連携を深め、その意見を政策決定に反映したい。

◆ 市民活動の強みを生かす

私たちの活動領域は国なら内閣府・総務省・法務省・文部科学省の所管だが、子ども・若者の社会参加・政治参加をすすめるとき、「年齢条項の見直しに関する検討委員会」「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」「常時啓発事業のあり方等研究会」が別々の議論を展開してよいはずがない。

市民活動の強みは、社会のニーズに応じた民間ならではの柔軟性と創造性にこそある。私たちは、内なる「縦割り意識」を超えて、子ども・若者（参画）政策や成人・選挙権年齢などあらゆる領域で、若者の政治参加につながる仕組みを若者自身の手で構築するため、積極的に活動を展開する決意である。

〈代表理事 菅 源太郎〉

〈ウェブサイト〉 <http://www.rights.or.jp/>



「原発再開」を否決

今年6月、「原発再開」等の是非を問うイタリアの国民投票が実施されましたが、投票率は57%に達し、投票結果は「原発再開」に反対する票が95%を超えて、原発の再開を目指すベルルスコーニ政権の政策は否定されました。今回の国民投票は、このほか、「首相ら政府要職者の公判出廷免除」「水道事業民営化(2件)」の計4件の政府主導の法律等への賛否を問うものが対象で、他の3件も反対票が95%を超え、否決されました。

憲法に規定された国民投票

イタリア憲法は、その制定時(1948年)から国民投票について、次のように規定しています。

75条〔法律廃止の国民投票〕

- 1 50万人の有権者または5つの州議会の要求があるときは、法律または法律の効力を有する行為を、全部または一部、廃止するかどうかを決定するために、国民投票が行われる。
- 2 国民投票は、租税および予算、大赦および減刑、国際条約の批准の承認に関する法律については、認められない。
- 3 下院の選挙権を有するすべての市民は、国民投票に参加する権利を有する。
- 4 国民投票に付された提案は、有権者の多数が投票に参加し、かつ有効投票の多数が獲得された場合に、可決される。
- 5 法律は、国民投票の実施に関する方式を定める。

国民投票は、50万人以上の有権者または5つの州議会(現在20州で構成)の要求があるときに、法律等を廃止するかどうかを決めるために、国民投票が行われます。

国民投票の成立には投票率が50%を超えることが必要で、その過半数を超える反対有効投票がある場合に法律等は廃止されます。選挙権は18歳以上となります。

イタリアは、ヨーロッパではスイスに次いで国民投票が盛んな国で、今までに62回実施され、うち35回成立しています。過去にも、国家体制や

国民生活に大きな影響を与える問題については国民投票によって決められており、その主なものに、「王政の廃止」(46年、憲法制定前)、離婚の合法化(74年)、中絶容認(81年)、原発廃止(87年)などがあります。

原発と国民投票

今回の国民投票は中道左派野党「価値あるイタリア」が提起したもので、4件の案件すべてに50万人以上の署名を集め、最高裁が今年1月に6月実施を決めていました。しかしこの決定、当時はあまり注目されていませんでした。最近では国民投票への関心は低く、95年の放送法改正をめぐる国民投票を最後に、その後の6回の投票すべてが不成立に終わっており、03年以降の投票率はすべて2割台で、今回も不成立が予想されていたからです。そこに、「日本の原発事故」が起こり、にわかに注目度が高まりました。ベルルスコーニ首相は支持者らに国民投票のボイコットを呼びかけましたが、国民は「原発のない国」を選択したのです。

イタリアには現在、原発はありません。87年、原発建設の是非を問う国民投票が行われ、国民はこれを否定し、稼働中の全原子炉が90年までにすべて閉鎖されていました。今回の投票は、現政権がフランス政府等の協力で2020年の原発稼働を目指して制定した「原発再開法」に反対かどうかを問うものでした(はい=原発建設反対、いいえ=法令維持)。現政権が原発再開を目指したのには、全電力の約7%をスイスやフランスから輸入し、電気料金が原発に電力の75%を頼るフランスよりも1.8倍、欧州一高い、という背景があったとされています。

*

国民投票をめぐるのは「庶民がその場の感覚で二者択一するのは賢明ではない」という専門家の意見がある一方で、「人生に関わる重要な問題こそ専門家の説よりも個人が考えて決めたい」というのがイタリア国民の多くの考えのようです。

■統一地方選挙意識調査

明るい選挙推進協会は、本年4月に執行された統一地方選挙における有権者の投票行動等に関する意識調査を実施しました。調査対象は全国(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、沖縄県を除く)の20歳以上の男女3,000人で、6月18日から7月10日にかけて、調査員による面接調査法で実施しました。回収率は63.7%で、前回(61.2%)を若干上回りました。回答いただきました皆様には、ご協力誠にありがとうございました。

現在集計結果を、過去の調査結果との比較などの整理作業を行っています。分析結果は本誌次号(11月発行予定)でご報告する予定です。

■啓発資材の作成

①新有権者向けパンフレット

成人式などで若者に配布していただくパンフレットを作成中です。21～22年度は若者に人気の雑誌とタイアップして「Voters graffiti」を作成し、若者からの評判も上々でした。

今年度は、さらに若者の感覚を取り入れるべく、明るい選挙推進運動に参画する若者啓発グループのメンバーを選考委員に迎え、彼ら彼女らが代理店等から提案のあった企画を審査・選択し、ブラッシュアップすべき点についても話し合いました。

②くらしの中の選挙(映像版)

協会では「よりよい暮らしや社会づくりに参加するために選挙をよく知ってもらおう」ことを目的に、選挙制度をわかりやすく解説する「くらしの中の選挙」を作成配布していますが、映像版を作成してほしいという声が多かったので、昨年度から順次取り組むことにしました。昨年度はリンカーン大統領をナビゲーターに、「民主主義とは」「普通選挙と平等選挙」「国政選挙と地方選挙」など、選挙の基本を解説するものを作成しました。本年度のテーマは「投票」です。

■明るい選挙啓発ポスターコンクール締切り

「明るい選挙」をテーマに、全国の小学生、中学生、高校生10万人以上が参加する明るい選挙啓発ポスターコンクール。児童生徒が参加する絵画コンクールとしては、有数の規模を誇ります。9月9日が市区町村選管への応募期限で、これから市区町村で1次審査が、都道府県で2次審

査が行われます。早いところでは10月に展示会が行われます。中央審査への提出期限は10月7日で、審査は10月24日に行われる予定です。どんな作品に会えるのか大変楽しみです。

■若者リーダーフォーラムの参加者募集

九州ブロックの地域ボランティアフォーラムを9月26～27日に熊本市で、若者リーダーフォーラムを10月1～2日に鹿児島市で開催します。地域ボランティアフォーラムでは、各地の活動報告、鹿児島市明推協の義山宏文会長の講演のほか、熊本県明推協の吉田道雄会長(熊本大学教育学部教授)により4時間余りにわたるトレーニング「リーダーシップの高め方(仮)」が行われます。若者リーダーフォーラムでは、各地の若者グループの活動報告、鹿児島大学法文学部の平井一臣教授による講演のほか、哲学カフェ方式による話し合い、ワールドカフェ方式によるグループ討議などが行われます。

また、10月から11月にかけて北海道・東北ブロックおよび関東甲信越静ブロックのフォーラムも相次いで開催される予定です。参加費は無料です。募集は都道府県指定都市選管を通じて行います。

■明るい選挙推進優良活動表彰

明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範とするにふさわしい活動を優良活動として表彰します。対象は明るい選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、NPO法人、その他の団体で明るい選挙の推進に取り組んでいるものです。昨年度から優良活動賞のほか、優良活動奨励賞を設けました。優良活動賞には20万円、奨励賞には10万円の副賞を贈呈します。募集期間は10月31日、詳しくは協会HPをご覧ください。

表紙ポスターの紹介

◆平成22年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

藤網 莉沙さん 兵庫県立龍野北高等学校1年(受賞当時)

■村上 尚徳 前・文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
IPU環太平洋大学次世代教育学部教授

投票用紙を握りしめた人たちの笑顔がとてもさわやかで、一人一人の一票が明るい街づくりに繋がることが効果的に描かれています。また、明るく落ち着いた色遣いが人物の表情と調和し、ほのぼのとした感じが伝わってきます。

編集後記

- 特集テーマは、7月に公表された、常時啓発事業のあり方等研究会(総務省主催)の「中間取りまとめ」です。最終報告は年末以降に出される予定ですが、今後の明るい選挙推進協議会と明るい選挙推進協会の活動に大きな影響を及ぼす提言です。
- 「韓国のシティズンシップ教育」は今回が連載2回目です。毎

年100万人以上が参加する研修、2004年にスタートしたオンライン教育、研修講師の育成、そしてオンライン教育コンテンツの充実のためにドイツ連邦政治教育センターと提携を結んでいること、取り組みの規模と内容の豊富さには驚くばかりです。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
(ホームページ) <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> (メールアドレス) akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

NEW!

ワクワク、
続々。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。